

改正

昭和41年4月1日
昭和43年4月1日
昭和49年4月1日
昭和51年4月1日
昭和55年4月1日
昭和59年4月1日
昭和60年4月1日
平成2年4月1日
平成3年4月1日
平成3年7月1日
平成4年4月1日
平成5年4月1日
平成12年4月1日
平成13年4月1日
平成16年2月1日
平成16年4月1日
平成18年4月1日
平成20年4月1日
平成22年4月1日
平成24年4月1日
平成26年4月1日
平成27年4月1日
平成28年4月1日
平成30年4月1日
令和2年6月1日学則第74号

東洋大学通信教育部学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、東洋大学（以下「本学」という。）学則第6条第2項に基づき、東洋大学通信教育課程（以下「通信教育課程」という。）における教育研究の組織及び運営について必要な事項を定める。

（通信教育課程の目的）

第1条の2 通信教育課程は、本学の建学の精神及び通信教育の伝統に則り、大学教育の可能性を広げ、多様な学習の要求に対応する教育を提供し、もって有為な人材育成に貢献することを目的とする。

（人材の養成及び教育研究活動上の目的と内容の公表）

第1条の3 通信教育課程は、学部学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表する。

2 前項の目的の内容及び公表方法については、別に定める。

（通信教育課程を置く学部学科）

第2条 通信教育を行うため、本学文学部日本文学文化学科及び法学部法律学科に、通信教育課程を置く。

2 文学部及び法学部の教授会は、通信教育課程について東洋大学通信教育部学則（以下「通信教育部学則」という。）所定の事項を審議する。

（通信教育課程に置く学生等の種類）

第3条 通信教育課程に置く学生等の種類は、次の各号のとおりとする。

（1） 正科生（大学卒業を目的とする者）

(2) 科目等履修生（通信教育課程で取得できる資格の取得又は一部の科目の単位の修得を目的とする者）
(通信教育部)

第4条 通信教育課程の実施に当たるため、通信教育部を置く。
(通信教育部長)

第5条 通信教育部に、部長を置く。

2 通信教育部長は、通信教育部の運営に当たり、学長の旨を受けて通信教育課程の校務をつかさどる。
(教育組織)

第6条 通信教育課程の教育組織は、文学部及び法学部の教員組織をもってこれに充てる。ただし、通信教育課程に指導員を置くことができる。

(通信教育委員会)

第7条 学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項及び通信教育課程の運営に関する事項を審議するために、通信教育部に通信教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会規程は、別に定める。

第8条 削除

第9条 削除

(事務組織)

第10条 エクステンション部に通信教育課を置き、通信教育課は、教材、学習指導、文書の往復、教務、庶務、会計、物品管理等通信教育部の事務を行う。

第2章 修業年限、在学年限、学年及び教育課程

(修業年限)

第11条 正科生の修業年限は、4年とする。
(在学年限)

第12条 正科生が卒業に必要な単位を修得するために在学できる年数は、休学期間を除き、通算10年を超えることはできない。

2 第29条に基づき再入学した者又は第30条に基づき正科生として編入学をした者の在学年数は、前項の在学年限から再入学又は編入学までの通常の在学の年数を控除した年数とする。

3 第31条に基づき正科生として転入学した者の在学年数は、前項の編入学を転入学に読み替えて準用する。

(学年)

第13条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、後期生については10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(教育課程)

第14条 文学部日本文学文化学科及び法学部法律学科の通信教育課程の教育課程表は、別表第1及び別表第2の定めるところによる。

(教職科目)

第15条 教育職員免許状の授与を受けようとする正科生は、第48条に規定する卒業要件を満たし（学士の学位を有する者は、この限りでない。）、かつ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則で定める単位を修得しなければならない。

2 取得できる教育職員免許状の種類及び教育職員免許状の授与を受ける場合の教職専門科目については、別表第3及び別表第4に定めるところによる。

(司書及び司書教諭科目)

第16条 司書及び司書教諭となる資格を取得しようとする正科生は、第48条に規定する卒業要件を満たし（準学士の称号又は短期大学士以上の学位を有する者は、この限りでない。）、かつ、図書館法及び図書館法施行規則で定める単位を修得しなければならない。

2 司書及び司書教諭資格取得に必要な科目は、別表第4の2に定めるところによる。
(他大学での授業科目の履修)

第17条 教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、正科生に当該大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位については、学長は委員会の審議を経た後、学生の所属する学部教授会の意見を聴いて、60単位を限度に卒業所要単位として認めることができる。
(大学以外の教育施設における学修)

第18条 教育上有益と認めるときは、正科生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科等における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を認めることができる。

2 前項により認めることができる単位数は、前条により本学において修得したものと認める単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第19条 教育上有益と認めるときは、正科生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、正科生が本学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を認めることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は認めることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第3章 学生定員

(入学定員及び収容定員)

第20条 入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

(単位：名)

	入学定員		収容定員	
	文学部日本文学文 化学科	法学部 法律学科	文学部日本文学文 化学科	法学部 法律学科
平成29年度	1,000	1,000	4,000	4,000
平成30年度	0	0	3,000	3,000
平成31年度	0	0	2,000	2,000
平成32年度	0	0	1,000	1,000
平成33年度	0	0	0	0

第4章 入学、休学、退学、除籍、再入学、編入学、転入学、転学及び転部・転科

(入学時期)

第21条 入学の時期は、毎年4月及び10月とする。

2 4月1日に始まる学年に入学する者は前期生といい、10月1日に始まる学年に入学する者は後期生という。

(入学資格)

第22条 通信教育課程に正科生として入学を志願する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定（平成17年1月31日規程廃止）に合格した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力

があると認めた者で、18歳に達したもの
(入学者の選考)

第23条 入学は、選考のうえ、これを許可する。選考は、書類選考を原則とする。

- 2 必要に応じて、書類選考に加え、学力考查を実施して選考することができる。
(入学の志願)

第24条 入学を志願する者は、募集要項で定める出願書類を提出し、別表7に掲げる入学選考料を納入しなければならない。

(入学の手続と保証人)

第25条 入学を許可された者は、所定の入学金及び授業料を納入するとともに、保証人連署の誓約書を添えて提出しなければならない。

- 2 保証人は、父、母又はその他の成人者で、学生の在籍期間中の本学の諸規則の遵守について責任を負うことのできる者でなければならない。
3 学生は、保証人を変更し、又はその氏名若しくは居住地に変更があったときは、速やかに変更届を提出しなければならない。
4 科目等履修生についても、正科生同様、保証人を立てなければならぬ。

(休学)

第26条 病気その他のやむを得ない理由により休学を希望する正科生は、理由を記した保証人連署の休学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 休学の期間は、在学年数に算入しない。ただし、通算2年を限度とする。
3 休学した正科生が、休学期間を終了し復学する場合、保証人連署の復学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第27条 退学を希望する正科生は、理由を記した保証人連署の退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第28条 次に掲げる各号のいずれかに該当する正科生は、除籍とする。

- (1) 授業料その他の学費を所定の期日までに納入しない者
(2) 第12条で規定する在学年数を超えた者
(3) 第26条第2項で規定する休学限度期間を超えた者
(4) 新入生で指定された期限までに履修届を提出しない者、その他本学において修学の意思がないと認められる者

(再入学)

第29条 正科生として在籍したことのある者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、再入学を許可することができる。

- (1) 第27条に基づき退学した者が、再入学を願い出たとき。
(2) 除籍された者(前条第2号の者は除く)が、再入学を願い出たとき。
2 第76条第2項に基づき退学処分を受けた正科生は、前項の規定にかかわらず、再入学を認めない。

(編入学)

第30条 通信教育課程に編入学を志願する者については、次の各号のいずれかに該当し、かつ、編入学志望学科に欠員のある場合に限り、選考のうえ許可することができる。

- (1) 短期大学を卒業した者
(2) 大学を卒業した者
(3) 高等専門学校を卒業した者
(4) 専修学校の専門課程(文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
2 正科生として、編入学を許可された者の入学年次は、次のとおりとする。
(1) 前項第1号及び第3号の者は、本学での認定単位数に応じて第2年次又は第3年次
(2) 前項第2号の者は、第3年次
(3) 前項第4号の者は、第2年次
(転入学)

第31条 通信教育課程に正科生として転入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、

- かつ、転入学志望学科に欠員のある場合に限り、選考のうえ許可することができる。
- (1) 他の大学に在籍している者
 - (2) 他の大学に在籍したことのある者
 - (3) 本学に在籍したことのある者（本学学則第57条第2項により退学処分を受けた者を除く。）
- 2 正科生として、転入学を許可された者の入学年次は、次のとおりとする。
- (1) 大学に1年以上在学し修得単位が32単位以上の者は、第2年次
 - (2) 大学に2年以上在学し修得単位が62単位以上の者は、本学での認定単位数に応じて第2年次又は第3年次
- 3 第1項第1号の者が転入学を許可されたときは、入学までに、それまで在籍していた大学に退学の手続を執らねばならない。
- 4 他の大学の通信教育課程において、特修生又はこれに準ずる者から正科生に転じた者は、第1項にかかわらず、これを認めない。
- （他大学への転学）

第32条 本学の通信教育課程正科生で他の大学に転学を希望する者は、理由を記した保証人連署の退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 本学の通信教育課程正科生への入学資格を得るために科目等履修生（特修コース）から正科生に転じた者は、前項にかかわらず、これを認めない。
- （転部・転科）

第33条 本学において、通信教育課程の正科生から通学課程に、又は通学課程から通信教育課程に転部・転科を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ許可することができる。

- 2 通信教育課程内で、他の学部学科に転部・転科を希望する正科生があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ許可することができる。
- 3 前2項に関する細則は、別に定める。
- 4 本学の通信教育課程正科生への入学資格を得るために科目等履修生（特修コース）から正科生に転じた者は、第1項にかかわらず、これを認めない。
- （二重学籍の禁止）

第34条 正科生は、在籍する本学通信教育課程以外に、正規の大学課程（大学院及び短期大学を含む。）に在籍することはできない。

第5章 学習指導

（授業科目の学年配当）

第35条 授業科目は、4学年にわたって配当する。

（単位の計算方法）

第36条 授業科目の単位数は、1単位の履修に45時間の学修を要することを標準とし、その計算方法は、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）の定めるところによる。

- 2 面接授業及びメディアを利用して行う授業は、次の基準により単位数を計算する。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方の併用により行う場合は、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して1単位の授業時間を定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められた場合は、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
- 4 1単位の計算基礎となる授業時間については、学長は委員会の審議を経た後、文学部及び法学部教授会の意見を聴いて定める。
- （履修手続）

第36条の2 授業科目の履修については、各年度の所定の期日内に届け出て許可を得なければならない。

- 2 次の各号の履修に該当する場合については、追加履修をしなければならない。
- (1) 卒業要件に含まれない教職科目を新規履修する場合
 - (2) 編入学生が、編入学年よりも低学年配当の必修科目を新規履修する場合

(3) 文学部学生で平成15年度（2003年度）入学以前の者が、図書館司書科目及び司書教諭科目を新規履修する場合

(4) 法学部の学生が、図書館司書科目及び司書教諭科目を新規履修する場合

（学習指導）

第37条 学習指導は、印刷教材等による授業（教材の配付、質疑応答、課題解答及び添削指導）、面接授業（以下「スクーリング」という。）、放送授業、メディアを利用して行う授業及びその他適切な方法によって行う。

（教材の配付）

第38条 教材は、別表第1の文学部日本文学文化学科及び別表第2の法学部法律学科の教育課程に応じて配付する。ただし、正科生以外の教材配付は、行わない。

（リポートの提出）

第39条 各授業科目の課題に対しては、所定の期間内に答案（以下「リポート」という。）を提出しなければならない。

（スクーリング、放送授業及びメディア授業の履修）

第40条 正科生は、別表第1及び別表第2に従い、スクーリングに出席し、卒業までに30単位以上を修得しなければならない。ただし、30単位のうち10単位までは、放送授業又はメディアを利用して行う授業より修得した単位をこれに代えることができる。

2 スクーリング、放送授業及びメディアを利用して行う授業の時期については、その都度、これを指示する。

（学部内聴講制度）

第41条 正科生は、通学課程の授業を履修することができ、これを通年スクーリングという。

2 前項の実施については、別に定める。

第6章 試験

（単位認定試験）

第42条 単位認定試験は、筆答試験とし、所定の期日及び場所で実施する。ただし、特別の事情があるときは、特別課題に対する論文をもって単位認定試験に代えることができる。

（単位認定試験の受験資格）

第43条 単位認定試験の受験資格は、次の各号のとおりとする。

(1) 第39条に規定するところに従って課題のリポートを提出し、合格した者

(2) スクーリング科目（演習、実技及び実習を除く。）、放送授業及びメディアを利用して行う授業科目において合格した者

(3) 単位認定試験は、履修した科目でなければ受けることはできない。

(4) 学費等を納入しない者は、単位認定試験を受けることはできない。

(5) 休学又は停学の期間中は、単位認定試験を受けることはできない。

（単位認定試験会場）

第44条 単位認定試験会場は、スクーリング、演習、実技及び実習に関するものを除き、委員会の審議を経て決定する。

2 受験者は、受験日及び前項の試験に係る試験会場を選択することができる。

（単位の認定）

第45条 単位認定試験に合格した科目については、所定の単位の修得を認定する。

（単位認定試験不合格者）

第46条 単位認定試験の不合格者は、本人の申請に基づき所定の手続を経て、単位認定試験に合格するまで単位認定試験を受けることができる。

（成績評価）

第47条 試験の成績は、S（100点から90点まで）、A（89点から80点まで）、B（79点から70点まで）、C（69点から60点まで）、D（59点以下）及び*（不受験）で表示し、S、A、B及びCを合格とし、D及び*を不合格とする。

2 前項の成績は、本人に通知する。

第7章 卒業及び学位

（卒業の要件）

第48条 正科生が卒業資格を得るために、4年以上在学して、別表第1及び別表第2の履修要件を満たし、かつ、総合面接試間に合格しなければならない。

2 前項の場合において、合計124単位のうち最低30単位は、別表第1及び別表第2に従い、スクーリングによって取得しなければならない。ただし、30単位のうち10単位までは、放送授業又はメディアを利用して行う授業より修得した単位をこれに代えることができる。

3 所定の期間在学し、所定の科目を履修して、その単位を取得した者については、学長は、委員会の審議を経た後、当該学部教授会の意見を聴いて教育課程修了の認定を行う。

(卒業証書の授与)

第49条 学長は、前条に定める教育課程修了の認定を受けた正科生に対し、卒業証書・学位記を交付する。

(学位の授与)

第50条 文学部及び法学部の通信教育課程を卒業した正科生には、それぞれ、学士（文学）及び学士（法学）の学位を授与する。

第8章 科目等履修生

(科目等履修生の入学資格)

第51条 科目等履修生となることができる者は、通信教育課程において開講する授業科目の一部を履修しようとする者で、学生定員に余裕がある場合に限り、書類選考のうえ入学を許可された者をいう。ただし、本学学生（大学院学生を含む。）は、出願することはできない。

2 科目等履修生を、一般履修コース及び教職・諸資格履修コースに区分し、各コースの入学資格は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般履修コースは、大学入学資格を有する者

(2) 教職・諸資格履修コースは、教育職員免許状取得を目的とする者にあっては学士の学位を有する者とし、図書館司書資格及び学校図書館司書教諭資格の取得を目的とする者にあっては準学士の称号又は短期大学士以上の学位を有する者

(科目等履修生の履修期間)

第52条 科目等履修生の登録期間は、1年間とする。ただし、学修が修了しない場合は、新たに登録のうえ、これを認める。

(科目等履修生の単位の取扱い)

第53条 科目等履修生の履修単位は、1年に30単位を限度とし、当該授業科目について単位認定試験を受け、これに合格したときは所定の単位の修得を認定する。

第9章 削除

第54条 削除

第55条 削除

第56条 削除

第10章 学生納付金

(入学選考料及び入学金)

第57条 正科生の入学選考料、編入学選考料、転入学選考料及び入学金は、別表第7のとおりとする。

(授業料)

第58条 授業料は、別表第7のとおりとする。

(学生納付金の取扱い)

第59条 学生納付金の納付等の取扱いについては、必要に応じ、別途定めることができる。

第60条 削除

(休学中の学生納付金)

第61条 休学する学生に対しては、別表7に掲げる在籍料を徴収する。

(退学及び停学の場合の学生納付金)

第62条 届け出による退学又は退学を命じられた正科生に対しては、その学年間の授業料、入学金及びその他の学費を返還しない。停学を命ぜられた場合も、同様とする。

(再入学の場合の学生納付金)

第63条 再入学が許可された正科生の学生納付金は、再入学する年度において、別表第7に掲げる額を適用する。ただし、第27条の退学者に対しては、入学金を徴収しない。

(科目等履修生の学生納付金)

第64条 科目等履修生の学生納付金は、別表第7のとおりとする。

第65条 削除

第66条 削除

第67条 削除

(その他必要な経費)

第68条 その他必要な経費については、別に定める。

(授業料の免除)

第69条 正科生のうち成績優秀であって、家計困難な者に対しては、授業料の全部又は一部を免除することができる。

(学生納付金の改正)

第70条 経済状態の変化等必要のある場合は、本章の規定を改正して学生納付金を変更することができる。

(学生納付金の返還)

第71条 納入した学生納付金は、返還しない。

第11章 学生証及び身分証

(学生証)

第72条 正科生には、学生証を交付する。

(身分証)

第73条 科目等履修生には、身分証を交付する。

(学生証又は身分証の提示)

第74条 単位認定試験、スクーリング等に出席する場合は、学生証又は身分証を提示しなければならない。

第12章 賞罰

(表彰)

第75条 学業優秀又は特に善行のあった者は、これを表彰することがある。

(懲戒)

第76条 学生等が規則に反し、学生等の本分に反する行為をした場合には、懲戒する。懲戒処分は、譴責、停学及び退学の3種とする。

2 前項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する正科生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

3 同条第1項の譴責及び停学については、別に定める。

4 科目等履修生についても、本条を適用し、正科生と同等の処分をする。

第13章 補則

(細則)

第77条 この通信教育部学則に定めるもののほか、通信教育課程の運営について必要な細則は、別に定めることができる。

(改正)

第78条 この通信教育部学則の改正は、学長が委員会の審議を経た後、文学部及び法学部教授会意見を聴いて理事会に提案し、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

2 昭和54年度及びそれ以前の入学者は、従前の学則による。

附 則 (昭和60年4月1日)

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月1日)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年4月1日)

この規程は、平成3年4月1日から施行し、平成2年度入学生から適用する。

附 則（平成3年7月1日）

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学生から適用する。

附 則（平成13年4月1日）

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 文学部国文学科は、改正後の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成16年2月1日）

この規程は、平成16年2月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

附 則（平成16年4月1日）

この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

附 則（平成18年4月1日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 昭和61年度（1986年度）以前の入学者については、第12条の規定を当面、適用しない。

附 則（平成22年4月1日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 第12条第2項及び第29条第1項第1号については、平成26年度入学生から適用し、平成25年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日）

この通信学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

1 この通信教育部学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成27年度以前の科目等履修生の特修コースについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月1日学則第115号）

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 文学部日本文学文化学科及び法学部法律学科は、第20条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に在籍する学生が在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和2年6月1日学則第74号）

この学則は、2020年6月1日から施行する。

別表第1

（1）文学部日本文学文化学科教育課程表

授業科目	必修単位	選択単位	スクーリング単位（　）は選択 ＊は放送授業及びメディアを利用して行う授業	配当学年

基盤教育科目				
哲学・思想				
哲学A		2	(2)*	1~4
哲学B		2	(2)	1~4
倫理学A		2	(2)	1~4
倫理学B		2	(2)	1~4
宗教学ⅠA		2	2	1~4
宗教学ⅠB		2	2	1~4
宗教学ⅡA		2	2	1~4
宗教学ⅡB		2	2	1~4
井上円了と東洋大学A		2	2	1~4
井上円了と東洋大学B		2	2	1~4
学問の基礎				
自然科学概論A		2	(2)	1~4
自然科学概論B		2	(2)	1~4
政治学A		2	(2)	1~4
政治学B		2	(2)	1~4
経済原論A		2	(2)	1~4
経済原論B		2	(2)	1~4
自然地理学A		2	(2)	1~4
自然地理学B		2	(2)	1~4
人文地理学A		2	(2)	1~4
人文地理学B		2	(2)	1~4
地理学A		2	(2)	1~4
地理学B		2	(2)	1~4
地誌学A		2	(2)	1~4
地誌学B		2	(2)	1~4
国際人の形成				
国際経済論A		2	(2)	1~4
国際経済論B		2	(2)	1~4
西洋経済史A		2	(2)	1~4
西洋経済史B		2	(2)	1~4
日本史A		2	(2)*	1~4
日本史B		2	(2)*	1~4
外国史A		2	(2)	1~4
外国史B		2	(2)	1~4
百人一首の文化史A		2	(2)*	1~4
百人一首の文化史B		2	(2)*	1~4
日本の昔話A		2	(2)	1~4
日本の昔話B		2	(2)	1~4
日本の詩歌A		2	(2)*	1~4
日本の詩歌B		2	(2)*	1~4
日本文学文化と風土A		2	(2)	1~4
日本文学文化と風土B		2	(2)	1~4
現代日本文学A		2	(2)*	1~4
現代日本文学B		2	(2)	1~4
西欧文学A		2	(2)	1~4

西欧文学B		2	(2)	1~4
伝統文化講座		2	2	1~4
英語 I AA		1	1	1~4
英語 I AB		1	1	1~4
英語 I BA		1	1	1~4
英語 I BB		1	1	1~4
英語 II A		1	1	1~4
英語 II B		1	1	1~4
英語III		2	(2)	1~4
キャリア・市民形成				
日本国憲法		2	(2)	1~4
コンピュータ・リテラシー		2	2	1~4
情報化社会と人間		2	(2)	1~4
スポーツ健康科学実技AA		1	1	1~4
スポーツ健康科学実技AB		1	1	1~4
スポーツ健康科学実技BA		1	1	1~4
スポーツ健康科学実技BB		1	1	1~4
スポーツ健康科学講義		2	(2)	1~4
総合・学際				
全学総合 IA		2	2	1~4
全学総合 IB		2	2	1~4
専門教育科目				
日本文学文化概説A	2		(2)*	1・2
日本文学文化概説B	2		(2)*	1・2
日本語概説A	2		(2)	1・2
日本語概説B	2		(2)	1・2
導入ゼミナール	2		(2)*	1
基礎ゼミナール	2		2	1
古代日本文学史A		2	(2)	1~3
古代日本文学史B		2	(2)	1~3
中世日本文学史A		2	(2)	1~3
中世日本文学史B		2	(2)	1~3
近世日本文学史A		2	(2)	1~3
近世日本文学史B		2	(2)	1~3
近現代日本文学史A		2	(2)	1~3
近現代日本文学史B		2	(2)	1~3
日本語史A		2	(2)	2~4
日本語史B		2	(2)	2~4
古典文法A		2	(2)*	2~4
古典文法B		2	(2)*	2~4
現代語文法A		2	(2)*	2~4
現代語文法B		2	(2)	2~4
作家作品研究（上代）A		2	(2)	1~3
作家作品研究（上代）B		2	(2)	1~3
作家作品研究（中古）A		2	(2)	1~3
作家作品研究（中古）B		2	(2)	1~3
作家作品研究（中世）A		2	(2)	1~3

作家作品研究（中世）B		2	(2)	1～3
作家作品研究（近世）A		2	(2)	1～3
作家作品研究（近世）B		2	(2)	1～3
作家作品研究（近現代）A		2	(2)	1～3
作家作品研究（近現代）B		2	(2)	1～3
英語圏文学文化と日本A		2	(2)	1～4
英語圏文学文化と日本B		2	(2)	1～4
ドイツ語圏文学文化と日本A		2	(2)	1～4
ドイツ語圏文学文化と日本B		2	(2)	1～4
フランス語圏文学文化と日本A		2	(2)	1～4
フランス語圏文学文化と日本B		2	(2)	1～4
中国語圏文学文化と日本A		2	(2)	1～4
中国語圏文学文化と日本B		2	(2)	1～4
日本の伝統芸能A		2	(2)	1～4
日本の伝統芸能B		2	(2)	1～4
日本の伝統行事A		2	(2)	1～4
日本の伝統行事B		2	(2)	1～4
日本の方言A		2	(2)	1～4
日本の方言B		2	(2)*	1～4
日本の美術A		2	(2)	1～4
日本の美術B		2	(2)	1～4
映像文化論A		2	(2)	1～4
映像文化論B		2	(2)	1～4
マンガ文化論A		2	(2)	1～4
マンガ文化論B		2	(2)	1～4
出版文化事情A		2	(2)	1～4
出版文化事情B		2	(2)	1～4
比較文学文化概説A		2	(2)	1・2
比較文学文化概説B		2	(2)	1・2
韓国文化事情A		2	(2)	1～4
韓国文化事情B		2	(2)	1～4
日本語学ゼミナールI		2	2	2
古典文学文化ゼミナールI		2	2	2
近現代文学文化ゼミナールI		2	2	2
比較文学文化ゼミナールI		2	2	2
日本語学ゼミナールII		2	2	3
古典文学文化ゼミナールII		2	2	3
近現代文学文化ゼミナールII		2	2	3
比較文学文化ゼミナールII		2	2	3
古典文学文化特講IA		2	(2)	3・4
古典文学文化特講IB		2	(2)	3・4
古典文学文化特講IIA		2	(2)	3・4
古典文学文化特講IIB		2	(2)	3・4
古典文学文化特講III A		2	(2)	3・4
古典文学文化特講III B		2	(2)*	3・4
古典文学文化特講IV A		2	(2)*	3・4
古典文学文化特講IV B		2	(2)	3・4

近現代文学文化特講ⅠA		2	(2)	3・4
近現代文学文化特講ⅠB		2	(2)	3・4
近現代文学文化特講ⅡA		2	(2)	3・4
近現代文学文化特講ⅡB		2	(2)	3・4
比較文学文化特講ⅠA		2	(2)	3・4
比較文学文化特講ⅠB		2	(2)	3・4
比較文学文化特講ⅡA		2	(2)	3・4
比較文学文化特講ⅡB		2	(2)	3・4
日本語学特講ⅠA		2	(2)	3・4
日本語学特講ⅠB		2	(2)	3・4
日本語学特講ⅡA		2	(2)	3・4
日本語学特講ⅡB		2	(2)	3・4
万葉文化論A		2	(2)	2～4
万葉文化論B		2	(2)	2～4
王朝文化論A		2	(2)*	2～4
王朝文化論B		2	(2)*	2～4
室町文化論A		2	(2)	2～4
室町文化論B		2	(2)	2～4
江戸文化論A		2	(2)	2～4
江戸文化論B		2	(2)	2～4
近現代文化論A		2	(2)	2～4
近現代文化論B		2	(2)	2～4
日本の古典籍A		2	(2)	2～4
日本の古典籍B		2	(2)	2～4
日本民俗学A		2	(2)	2～4
日本民俗学B		2	(2)	2～4
児童文学A		2	(2)	2～4
児童文学B		2	(2)	2～4
中国の古典（文学）		2	(2)*	1～4
中国の古典（思想）		2	(2)*	1～4
中国の古典（歴史）		2	(2)	1～4
中国の古典（哲学）		2	(2)	1～4
書道ⅠA		1	1	1
書道ⅠB		1	1	1
書道ⅡA		1	1	2
書道ⅡB		1	1	2
書道ⅢA		1	1	2
書道ⅢB		1	1	2
書道ⅣA		1	1	3・4
書道ⅣB		1	1	3・4
書道史A		2	(2)	1
書道史B		2	(2)	1
書論A		2	(2)	3・4
書論B		2	(2)	3・4
創作書道A		2	2	3・4
創作書道B		2	2	3・4
国語科教育論I		2	(2)*	2

国語科教育論Ⅱ		2	(2)	2
国語科指導法Ⅰ		2	(2)	3
国語科指導法Ⅱ		2	(2)	3
書道科指導法Ⅰ		2	(2)	3
書道科指導法Ⅱ		2	(2)	3
卒業論文	4			4
日本語学ゼミナールⅢ		2	2	4
古典文学文化ゼミナールⅢ		2	2	4
近現代文学文化ゼミナールⅢ		2	2	4
比較文学文化ゼミナールⅢ		2	2	4
教職実践演習（中・高）		2	2	4
生涯学習概論		2	(2)*	1~4
児童サービス論		2	(2)*	1~4
図書館概論		2	(2)*	1~4
図書・図書館史		2	(2)*	1~4
図書館情報資源特論		2	(2)*	1~4
情報サービス論		2	(2)*	1~4
情報資源組織論		2	(2)*	1~4
図書館サービス概論		2	(2)*	1~4
図書館制度・経営論		2	(2)*	1~4
図書館情報資源概論		2	(2)*	1~4
情報サービス演習A		1	1	1~4
情報サービス演習B		1	1	1~4
情報資源組織演習A		1	1	1~4
情報資源組織演習B		1	1	1~4
図書館情報技術論		2	(2)*	1~4
読書と豊かな人間性		2	(2)*	1~4
学習指導と学校図書館		2	(2)*	1~4
学校経営と学校図書館		2	(2)*	1~4
学校図書館メディアの構成		2	(2)*	1~4
情報メディアの活用		2	2	1~4
教職国語（古典）		2	2	1~4
教職国語（現代文）		2	2	1~4

(2) 履修方法

ア 基盤教育科目（哲学・思想、学問の基礎、国際人の形成、キャリア・市民形成及び総合・学際の各分野）より28単位以上、専門教育科目中必修科目16単位、選択科目54単位以上、合計124単位以上を履修しなければならない。

イ スクーリングの開講は、年度により異なる。

ウ 放送授業及びメディアを利用して行う授業の開講は、年度により異なる。

エ この他に、通学課程（第1部及び第2部）開講の同一科目を通年スクーリングとして受講することができる。

別表第2

(1) 法学部法律学科教育課程表

授業科目	必修単位	選択単位	スクーリング単位（ ）は選択 ＊は放送授業及 びメディアを利 用して行う授業	配当学年

基盤教育科目				
哲学・思想				
哲学A		2	(2)*	1~4
哲学B		2	(2)	1~4
倫理学A		2	(2)	1~4
倫理学B		2	(2)	1~4
宗教学ⅠA		2	2	1~4
宗教学ⅠB		2	2	1~4
宗教学ⅡA		2	2	1~4
宗教学ⅡB		2	2	1~4
井上円了と東洋大学A		2	2	1~4
井上円了と東洋大学B		2	2	1~4
学問の基礎				
自然科学概論A		2	(2)	1~4
自然科学概論B		2	(2)	1~4
政治学A		2	(2)	1~4
政治学B		2	(2)	1~4
経済原論A		2	(2)	1~4
経済原論B		2	(2)	1~4
自然地理学A		2	(2)	1~4
自然地理学B		2	(2)	1~4
人文地理学A		2	(2)	1~4
人文地理学B		2	(2)	1~4
地理学A		2	(2)	1~4
地理学B		2	(2)	1~4
地誌学A		2	(2)	1~4
地誌学B		2	(2)	1~4
国際人の形成				
国際経済論A		2	(2)	1~4
国際経済論B		2	(2)	1~4
西洋経済史A		2	(2)	1~4
西洋経済史B		2	(2)	1~4
日本史A		2	(2)*	1~4
日本史B		2	(2)*	1~4
外国史A		2	(2)	1~4
外国史B		2	(2)	1~4
百人一首の文化史A		2	(2)*	1~4
百人一首の文化史B		2	(2)*	1~4
日本の昔話A		2	(2)	1~4
日本の昔話B		2	(2)	1~4
日本の詩歌A		2	(2)*	1~4
日本の詩歌B		2	(2)*	1~4
日本文学文化と風土A		2	(2)	1~4
日本文学文化と風土B		2	(2)	1~4
現代日本文学A		2	(2)*	1~4
現代日本文学B		2	(2)	1~4
西欧文学A		2	(2)	1~4

西欧文学B		2	(2)	1~4
伝統文化講座		2	2	1~4
英語 I AA		1	1	1~4
英語 I AB		1	1	1~4
英語 I BA		1	1	1~4
英語 I BB		1	1	1~4
英語 II A		1	1	1~4
英語 II B		1	1	1~4
英語III		2	(2)	1~4
キャリア・市民形成				
コンピュータ・リテラシー		2	2	1~4
情報化社会と人間		2	(2)	1~4
スポーツ健康科学実技AA		1	1	1~4
スポーツ健康科学実技AB		1	1	1~4
スポーツ健康科学実技BA		1	1	1~4
スポーツ健康科学実技BB		1	1	1~4
スポーツ健康科学講義		2	(2)	1~4
総合・学際				
全学総合 IA		2	2	1~4
全学総合 IB		2	2	1~4
専門教育科目				
憲法A	2		(2)*	1
憲法B	2		(2)*	1
民法 I (総則) A	2		(2)	1
民法 I (総則) B	2		(2)	1
刑法 I (総論) A	2		(2)*	1
刑法 I (総論) B	2		(2)	1
法学概論	2		(2)	1
導入ゼミナール	2		(2)*	1
法制史 (日本) A		2	(2)	1~4
法制史 (日本) B		2	(2)	1~4
法哲学A		2	(2)	1~4
法哲学B		2	(2)	1~4
商法総則		2	(2)	2~4
商行為法		2	(2)	2~4
民法 II (物権) A		2	(2)	2~4
民法 II (物権) B		2	(2)	2~4
刑法 II (各論) A		2	(2)	2~4
刑法 II (各論) B		2	(2)	2~4
ドイツ法		2	2	2~4
フランス法		2	2	2~4
英米法A		2	(2)	2~4
英米法B		2	(2)	2~4
刑事政策A		2	(2)	2~4
刑事政策B		2	(2)	2~4
政治学原論A		2	(2)	2~4
政治学原論B		2	(2)	2~4

民法III（債権総論）A		2	(2)	2～4
民法III（債権総論）B		2	(2)	2～4
保険法		2	(2)	2～4
海商法		2	(2)	2～4
倒産法A		2	(2)	2～4
倒産法B		2	(2)	2～4
会社法A		2	(2)	2～4
会社法B		2	(2)	2～4
行政法ⅠA		2	(2)	2～4
行政法ⅠB		2	(2)	2～4
行政法ⅡA		2	(2)	2～4
行政法ⅡB		2	(2)	2～4
労使関係法・労働市場法A		2	(2)	2～4
労使関係法・労働市場法B		2	(2)	2～4
雇用関係法A		2	(2)	2～4
雇用関係法B		2	(2)	2～4
民法IV（債権各論）A		2	(2)*	2～4
民法IV（債権各論）B		2	(2)	2～4
民法V（親族・相続）A		2	(2)	2～4
民法V（親族・相続）B		2	(2)	2～4
国際法A		2	(2)	2～4
国際法B		2	(2)	2～4
経済法A		2	(2)	2～4
経済法B		2	(2)	2～4
法制史（西洋）A		2	(2)	1～4
法制史（西洋）B		2	(2)	1～4
法制史（東洋）A		2	(2)	1～4
法制史（東洋）B		2	(2)	1～4
国際政治学A		2	(2)	2～4
国際政治学B		2	(2)	2～4
法思想史A		2	(2)	1～4
法思想史B		2	(2)	1～4
手形法・小切手法A		2	(2)	2～4
手形法・小切手法B		2	(2)	2～4
民事執行法		2	(2)	2～4
国際私法A		2	(2)*	2～4
国際私法B		2	(2)*	2～4
民事訴訟法A		2	(2)*	2～4
民事訴訟法B		2	(2)*	2～4
刑事訴訟法A		2	(2)	2～4
刑事訴訟法B		2	(2)	2～4
行政学A		2	(2)	2～4
行政学B		2	(2)	2～4
知的財産法A		2	(2)	2～4
知的財産法B		2	(2)	2～4
租税法A		2	(2)	2～4
租税法B		2	(2)	2～4

社会保障法A		2	(2)	2~4
社会保障法B		2	(2)	2~4
環境法A		2	(2)	2~4
環境法B		2	(2)	2~4
卒業論文		4		4

(2) 履修方法

ア 基盤教育科目（哲学・思想、学問の基礎、国際人の形成、キャリア・市民形成及び総合・学際の各分野）より28単位以上、専門教育科目中必修科目16単位、選択科目68単位以上、合計124単位以上を履修しなければならない。

イ スクーリングの開講は、年度により異なる。

ウ 放送授業及びメディアを利用して行う授業の開講は、年度により異なる。

エ この他に、通学課程（第2部）開講の同一科目を通年スクーリングとして受講することができる。

別表第3 教育職員免許状の授与を受ける場合の教科

学部	学科	中学校教諭 1種免許状	高等学校教諭 1種免許状
文学部	日本文学文化学科	国語	国語・書道
法学部	法律学科	社会	地理歴史・公民

別表第4 教育職員免許状の授与を受ける場合の教職専門科目表

科目名	単位 スクーリング単位 ()は選択 *は 放送授業及びメデ ィアを利用して行 う授業
教職概論	(2)
教育基礎論	(2)
教育心理学	(2)*
教育制度論	(2)
教育課程総論	(2)
国語科教育論 I	(2)*
国語科教育論 II	(2)
国語科指導法 I	(2)
国語科指導法 II	(2)
社会・地歴指導法 I	(2)
社会・地歴指導法 II	(2)
社会・公民指導法 I	(2)
社会・公民指導法 II	(2)
書道科指導法 I	(2)
書道科指導法 II	(2)
道徳教育論	(2)
特別活動の理論と方法	(2)
教育方法論 (情報機器の活用を含む)	2
生徒指導論 (進路指導を含む)	(2)*
教育相談	(2)
教育実習 I	5

(事前・事後指導を含む)	
教育実習Ⅱ (事前・事後指導を含む)	3
教職実践演習(中・高)	2

注(1) スクーリングの開講は、年度により異なる。

(2) 放送授業及びメディアを利用して行う授業の開講は、年度により異なる。

別表第4の2 司書及び司書教諭資格取得に必要な授業科目

司書	司書教諭
科目名	単位 スクーリング 単位()は 選択 *は放 送授業及びメ ディアを利用 して行う授業
生涯学習概論	(2)*
児童サービス論	(2)*
図書館概論	(2)*
図書・図書館史	(2)*
図書館情報資源特論	(2)*
情報サービス論	(2)*
情報資源組織論	(2)*
図書館サービス概論	(2)*
図書館制度・経営論	(2)*
図書館情報資源概論	(2)*
情報サービス演習A	1
情報サービス演習B	1
情報資源組織演習A	1
情報資源組織演習B	1
図書館情報技術論	(2)*

注(1) スクーリングの開講は、年度により異なる。

(2) 放送授業及びメディアを利用して行う授業の開講は、年度により異なる。

別表第5 削除

別表第6 削除

別表第7 学生納付金

(単位：円)

入学選考料	1年次入学	10,000
	2年次・3年次編入学、転入学	20,000
入学金		20,000
授業料	1年次～4年次	100,000
	原級生	80,000
選考・登録手続料(正科生以外の者)	科目等履修生	20,000
聴講料(正科生以外の者)	科目等履修生	1単位につき 4,500
休学者に対する在籍料		20,000
転部・転科検定料		10,000